令和 8 年 10 月

学生各位

教育・学生担当理事

ゼミ・研究室活動におけるハラスメントの防止と対応について

愛知教育大学では令和 8 年 6 月に野田学長が「国立大学法人愛知教育大学におけるハラスメント及び性暴力等の根絶のための学長宣言」を発出し、本学構成員一人一人がハラスメント及び性暴力等の防止に対する意識を高め、相互の人格と尊厳を尊重する大学づくりを推進することに取組んでいます。

さて、後期の授業が開始され、多くの 3 年生にとっては、ゼミ・研究室活動が始まる時期です。ゼミや研究室は、専門的な学びや研究活動を深める大切な教育の場です。教員と学生がお互いを尊重し、適切な距離感を保ちながら、安心して学修・研究活動に取り組める環境づくりに協力してください。困ったことや不安なことがあれば、一人で抱え込まずに相談窓口や信頼できる教職員に相談してください。

◎愛知教育大学ウェブサイト

「ハラスメント及び性暴力等の防止に向けた取組み」

https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/action/harassment.html

上記のページには学長宣言、相談窓口、相談後の対応手続き等が確認できます。

ゼミ・研究室活動における注意事項

A　教員との適切な関係について

1-教員と学生は、教育・研究を行うための関係であることを理解しましょう。

2-教員からプライベートなこと（恋愛、交友関係、家庭事情など）を必要以上に聞かれ、不快に感じた場合は無理に答える必要はありません。

3-教員個人との過度に親密な関係は、周囲に誤解を与える場合があります。適切な距離感を保ちましょう。

4-研究指導に関係のない個人的な誘いを受けて困った場合は、一人で抱え込まず相談してください。

5-指導に関する面談や相談は、可能な限り研究室や共有スペースなど適切な環境で行いましょう。

6-SNS やメッセージアプリを利用する場合も、教育・研究上必要な範囲で適切に利用しましょう。

7-相手が教員であっても、不快な言動や行為を受けた場合には、不快であることや望まないことを伝えるとともに、一人で抱え込まず相談窓口に相談しましょう。

B　セクシャルハラスメントに関する注意

1-容姿や服装、恋愛経験、結婚などに関する発言で不快に感じることがあれば、我慢する必要はありません。

2-身体に触れられる、交際を求められる、性的な話題を繰り返されるなどの行為はハラスメントに該当する可能性があります。

3-SNS やメール、メッセージアプリであっても、不適切な言動はハラスメントとなる場合があります。

4-不快な言動を受けた場合は、記録を残し、信頼できる教職員や相談窓口に相談しましょう。

C　パワーハラスメントに関する注意

1-研究指導の範囲を超えた人格否定や威圧的な言動は適切ではありません。

2-不必要な叱責や長時間の説教、他の学生の前での過度な批判や人格を否定する発言は問題となる場合があります。

3-正当な理由なく研究活動や進路選択を制限される場合は相談窓口に相談してください。

4-「成績に影響するから」「進学に不利になるから」などと言われて不当な要求を受けた場合は、一人で対応しないようにしましょう。

D　公平・公正な指導について

1-すべての学生は公平な教育・研究指導を受ける権利があります。

2-教員と学生との関係においては、特定の学生だけを特別扱いすることや、反対に特定の学生を排除するような扱いは適切ではありません。

3-研究室運営や役割分担は、できるだけ公平に行われることが重要です。

4-研究指導、卒業研究のテーマ選択、進路相談等についても、公平な取扱いが求められます。

5-不公平な扱いを受けていると感じた場合は、ゼミ担当以外の教員や相談窓口に相談しましょう。

E　困ったときの対応

1-「これくらいなら我慢すべき」と一人で抱え込まないようにしましょう。

2-自分だけでなく、友人や他の学生が困っている様子に気づいた場合も相談につなげてください。

3-気になる出来事があった場合は、日時や内容をメモしておくと相談しやすくなります。

4-困ったときに相談できるよう、あらかじめ相談窓口を確認しておきましょう。

愛知教育大学ウェブサイト（https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/action/harassment.html）